

# 食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業実施要綱

制 定 令和2年4月1日元政統第1714号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

日EU・EPAの発効により、競争力のあるEU産ビスケット類の関税が撤廃される一方で、ビスケット類の原料となる米国産小麦のマークアップが維持されたため、国内産小麦を安定的に引き取っている菓子製造事業者は大きな影響を受け、国内産小麦の重要なマーケットを失うおそれがある。

このため、日EU・EPAに伴う食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業（以下「事業」という。）を実施することにより、原料小麦と製品の国境措置の整合性を確保し、菓子製造事業者への日EU・EPAによるビスケット類の関税撤廃の影響を最小限に抑え、国内産麦の生産・消費体系全体の維持を図る。

## 第2 事業の内容

第3に規定する事業実施主体が、第4の規定により承認を受けた事業実施計画に基づき、ビスケット類の製造に使用した小麦粉及びプレミックス等の使用量に応じて、EU産ビスケット類の関税削減分と整合する米国産小麦のマークアップ引下げ相当額を経費として助成する。

## 第3 事業実施主体

事業実施主体は、農林水産省食料産業局長及び農林水産省政策統括官（以下「食料産業局長及び政策統括官」という。）が別に定めるところにより、事業に応募した者の中から選定したものとする。

## 第4 事業実施計画

事業実施主体は、食料産業局長及び政策統括官が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、食料産業局長及び政策統括官の承認を受ける。

## 第5 事業実施実績の報告

事業実施主体は、令和3年1月15日までに、食料産業局長及び政策統括官が別に定めるところにより、事業実施実績を報告する。

## 第6 事業実施期間

事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

## 第7 助成措置

農林水産大臣は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業に必要な経費について別に定めるところにより、助成するものとする。

## 第8 事業の指導等

食料産業局長及び政策統括官は、本事業を計画的かつ効果的に推進できるよう、事業実施主体に対して必要な指導及び助言を行う。

## 第9 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、食料産業局長及び政策統括官が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。